

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、実行委員会が直接または社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入する。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体または所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ ボランティア賠償責任事故（社協取扱保険）

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、大会期間中等に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶

然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 本市で開催するリハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。